

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年12月24日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
岩国市周東町祖生1354番1	田	1,955
岩国市周東町祖生1359番1	田	1,053
岩国市周東町祖生1360番1	田	701
岩国市周東町祖生1490番4	田	3,142

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公社から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和7年4月1日	11年間	66

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年1月7日

(2) 提出先

山口県農林水産部農業振興課農地調整班

(3) 記載事項

- ① 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ② 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ③ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- ④ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

- ⑤ 意見の趣旨及びその理由
- ⑥ その他参考となるべき事項